

国際交流助成金応募要項

財団法人日本アレルギー協会

1 対象となる事業

- (1) 日本人の海外での研究発表、講演、研修、共同研究などに関わる費用の助成
- (2) 外国人の日本における研究発表、招聘講演、共同研究などに関わる費用の助成
- (3) その他必要な事業

2 申請資格

- (1) 国際交流を行うに足る経歴と業績を有している45歳未満の者
- (2) 当該プロジェクトにつき国、公共団体、その他の機関から費用の助成、支給がない者
- (3) 日本人にあつては、財団法人日本アレルギー協会の正会員であつて、日本アレルギー学会の会員であること。かつ、本人の所属する施設の責任者または当協会の役員から推薦を受けている者
- (4) 外国人にあつては、当協会の役員から推薦を受けている者
- (5) その他、運営委員会で特に適当と認められた者
ただし、過去に助成金の支給を受けた者は申請資格がない。

3 申請と審査

- (1) 前記2の資格を有し、助成を希望する者（外国人にあつては、当該プロジェクトの招聘または受入責任者が本人に代わって申請することができる）は、所定の申請書に必要な事項を記載のうえ、当協会に提出すること。その際、出席学会へ提出の抄録と主要業績3編（各別冊5部）も併せて提出すること。
- (2) 審査は、原則として年2回（3月と9月締切分）とする。

4 助成金の支給、額等

- (1) 助成金の支給は、当該年度の国際交流基金の予算に定める限度内とする。
- (2) 助成金の額は、原則として1件20万円以内とする。ただし、外国人招聘の講演者、共同研究者などに対するものは、50万円以内とすることがある。
- (3) 助成該当者には、できるだけ速やかに本助成金を本人または招聘（受入）責任者に贈呈する。

5 取り消し

助成決定後でも申請資格に違反、変更があつた場合は助成を取り消すことができる。

6 使途報告

受給者は、プロジェクト終了後速やかに助成金の使途およびその成果について報告書を当協会に提出しなければならない。

7 連絡先および申請書提出先

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-5-11 富士ビル4階
財団法人日本アレルギー協会
TEL03-3222-3437 FAX03-3222-3438